会派「市民21」に反省と謝罪を求める決議

平成20年3月10日、会派「市民21」の中川浩・田中寿夫両議員から「リサイクルプラザ建設」に係る行政事務執行に対し、大きな疑惑があるとの申し出から総務経済委員会にて所管事務調査を行った。両議員から提出された資料からは事務執行の過ちや官製談合と思われる内容は調査の結果、すべてが推測に基づくものであり、法的には何ら問題はなかった。

この間、市民21及び田中寿夫議員は推測に基づく内容を積極的に市民へ情報発信し、多くの市民に対し、根拠のない誤解や不信を抱かせ、行政の信頼、議会の信用を大きく損ねる行為を行った。

民主国家の中で言論の自由や政治活動の自由は保障されるべきものであるが、議会人が十分な調査や明確な根拠がなく、市民に対して、誤解や疑念を抱かせる情報発信を意図的に行うことは市民を欺く行為であり、市民の代表者として議員の資質を大いに欠くものである。

よって、未だに反省や謝罪の意思のない中川浩議員及び田中寿夫議員に対して厳重なる注意と猛省を促し、謝罪を求めるものである。

平成20年6月19日

狭 山 市 議 会